

農地に関する許可・証明申請の 締切日が変わります(お知らせ)

農地転用の許可等の権限が移譲されたことに伴い、平成27年4月から川崎市農業委員会に提出する農地転用許可（届出は、従来どおりです。）や相続税・贈与税に関する各種証明等の受付締切日を変更します。

また、これに伴い川崎市農業委員会も開催日も変更します。

1. 申請締切日

変更前	変更後
毎月 原則 10日	毎月 原則 21日

2. 農業委員会総会開催日

変更前	変更後
毎月 原則 25日	毎月 原則 10日

※ただし、10日、21日が閉庁日の場合は、前後します。

※なお、平成27年4月については、経過措置として、締切日を10日と21日の2回とし、24日に農業委員会総会を開催し、10日締切の申請を審査します。21日締切の申請は、5月の総会で審査します。

【問合せ先】

川崎市農業委員会事務局

(川崎市経済労働局農業振興センター)

川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7

電話：044(860)2461